

令和3年度 秋田市がけ地近接等危険住宅移転事業

土砂災害のおそれのある区域からの**住宅の移転**を支援します。

令和3年度事業から危険住宅の除却等に要する経費への補助額の増額と危険住宅に代わる住宅の建設、購入および改修に要する費用に対する補助を新設しました。

1 事業目的

がけ地の崩壊等の土砂災害から市民の安全を守るため、土砂災害特別警戒区域などに建っている住宅の移転費用の一部を補助するものです。

2 補助内容

この補助制度は、土砂災害のおそれのある区域に建っている住宅から安全な場所の住宅へ移転するため、既存住宅の除却費や移転先住宅の建設、購入および改修費用等を補助するものです。

(1) 補助対象住宅

市内の次の区域のいずれかにあり、区域に指定される前から建てられている住宅（既存不適格住宅）が対象となります。

- ① 秋田市災害危険区域に関する条例第2条で指定した災害区域
- ② 秋田県建築基準条例第2条で指定した災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険区域等）
- ③ 秋田県建築基準条例第4条で建築を制限している区域（高さ3メートルを超えるがけ地）※地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす傾斜地
- ④ 土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条、通称レッドゾーン）
- ⑤ 土砂災害防止法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、④に掲げる区域に指定される見込のある区域
- ⑥ 事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域

(2) 補助額

区分	補助対象経費の内容	補助限度額（1戸当たり）
危険住宅の除却等に要する経費（除却等費）	危険住宅の除却等に要する費用	150万円
危険住宅に代わる住宅の建設、購入および改修に要する経費（建物助成費）	①危険住宅に代わる住宅の建設、購入および改修をするための借入金の利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額	421万円 〔・建物325万円 ・土地96万円〕
	②危険住宅に代わる住宅の建設、購入および改修に要する費用（本体工事費等）	100万円

※既存住宅の除却のみでも制度の活用は可能です。

※危険住宅に代わる住宅の建設、購入および改修に要する経費への補助は、①又は②のどちらか一方への補助となります。

(3) その他

補助対象住宅の除却等や移転先住宅の建設、購入および改修については、年度内に完了させる必要があります。

3 申請について

申請期限：令和3年12月1日（水）まで ※ 先着順で申込みを受け付けます。

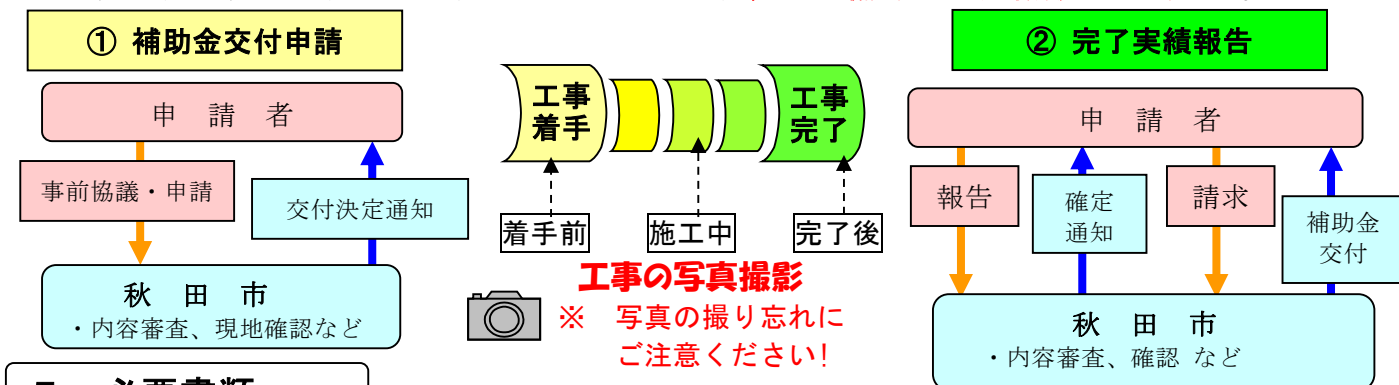
申請場所：都市整備部住宅整備課（秋田市山王一丁目1番1号：秋田市役所4階）

裏面も
ご覧ください



4 申請の流れ

補助額、補助要件、申請手続きなどについて、**住宅整備課と事前協議が必要**です。



5 必要書類

(1) 補助金交付申請

- ①がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②資金計画書（様式第2号）
- ③危険住宅およびその敷地に係る所有権を証する書類
- ④移転前の住民票
- ⑤申請者および危険住宅の所有者について、本市市税の滞納がないことを証する書類
- ⑥危険住宅の付近見取図、配置図、平面図および外観写真
- ⑦がけの位置および断面と危険住宅の関係がわかる図面および写真
- ⑧移転先住宅の付近見取図、配置図、平面図および移転先の写真
- ⑨危険住宅の除却等の見積書の写し
- ⑩移転先住宅の建設、購入および改修に要する経費の見積書の写し
(移転先住宅の建設、購入および改修をするための資金を金融機関等から借り入れた場合に限る。)
- ⑪金融機関等が作成した借入金利子相当額の計算表
※その他に必要な書類を提出していただく場合があります。
※既存住宅の除却のみの場合は、⑩および⑪の書類は不要です。

(2) 完了実績報告書

- ①がけ地近接等危険住宅移転事業完了実績報告書（様式第8号）
- ②危険住宅の除却等の施工中および施工後の写真
- ③移転後の住民票
- ④移転先住宅の施工中および施工後の写真（建設、購入等を伴わない場合は移転先住宅の写真）
- ⑤危険住宅の除却等に係る契約書の写し
- ⑥危険住宅の除却等に要した経費の請求書および領収書の写し
- ⑦移転先住宅の建設、購入および改修に係る契約書の写し
- ⑧移転先の建設、購入および改修に要した経費の請求書および領収書の写し
- ⑨移転事業に係る資金調達書（様式第9号）
- ⑩金融機関等が作成した融資契約書の写し又はこれに代わる証明書および借入金利子相当額の計算表
(移転先住宅の建設、購入および改修をするための資金を金融機関等から借り入れた場合に限る。)
- ⑪移転先住宅およびその敷地の登記事項証明書など所有者が確認できるもの
- ⑫移転先住宅の建築基準法に基づき交付された検査済証の写し
※その他に必要な書類を提出していただく場合があります。
※既存住宅の除却のみの場合は、⑦から⑫の書類は不要です。

(3) 補助金確定時

- ①がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付請求書（様式第11号）

6 その他

- (1) 補助金の交付決定前に、既存住宅の除却や移転先住宅の建設、購入および改修の契約をされたものは、対象外となります。
- (2) 補助金交付申請書等については、市ホームページに掲載しています。

◆ 問い合わせ・受付窓口 ◆

秋田市都市整備部住宅整備課 住宅企画担当

〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 秋田市役所本庁舎4階

電話 018-888-5770 FAX 018-888-5771

E-Mail ro-cshs@city.akita.akita.jp HP <https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/sumai/1007487/1007790.html>

